

等級判定に用いる情報の充実に 向けた対策について

等級判定に用いる情報の充実に向けた対策について

適切な等級判定の実施に向けて、等級判定のガイドラインの作成とあわせて、本人の日常生活能力を把握するために必要な情報を得られるよう、以下の2点の対策を検討する。

1. 診断書の記載要領の作成

診断書を作成する医師向けに、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示すとともに、それ以外の各欄の記載にあたって留意すべきポイントなどを示した記載要領（「障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領」）を作成する。

【記載要領の概要】

(1) 「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」を評価する際の参考を示す。

① 「日常生活能力の程度」について

- ・評価時の留意事項
- ・5段階評価の考え方（精神障害・知的障害それぞれに）

② 「日常生活能力の判定」について

- ・評価時の留意事項
- ・4段階評価の考え方（7つの項目ごとに）

③ その他

- ・「日常生活能力の程度」の評価と「日常生活能力の判定」の評価は、相互に整合的なものである必要があること など

(2) 「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」以外の診断書の記載欄について、ガイドラインの考慮すべき要素を参考に、記載時に留意すべきポイントなどを示す。

【記載要領案】

別添1のとおり。

< 前回検討会でのご意見と対応案 >

	ご意見	対応案
1	各欄の記載例に使用している病名等が一貫していない(例えば統合失調症の記載例と知的障害の記載例が混在しているなど)が、混乱を招かないよう改めた方がよい。	記載例の疾患を「統合失調症」に統一する。(2～17頁)
2	不適応行動の例示の中に「犯罪行為」という表現があるが、適切な表現ではない。「迷惑行為」に変更するなどの配慮が必要である。	「迷惑行為」に表現を改める。(6頁)
3	記載例に、各疾患群(精神病圏、感情病圏、発達障害、てんかんなど)で、代表的な症例を1例ずつ掲載できると、書く側の参考になる。	疾患ごとの記載要領の作成については、今後の検討課題とする。

< その他の主な変更内容 >

- ・ ⑨イ「教育歴」欄に、障害の経過を把握する上で参考となる就学状況を追加。(4頁)
- ・ ⑩イの具体的記載欄に、トゥレット症候群やチック障害特有の症状等を追加。(6頁)
- ・ ⑩ウ「日常生活状況」欄に、自助グループから日常生活上の支援を受けている場合を追加。(8頁)
- ・ ⑩エ「現症時の就労状況」欄に、最近の病気休暇または休職の期間を追加。(15頁)
- ・ ⑩カ「臨床検査」欄に、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得状況を追加。(16頁)

【記載要領の運用方法(案)】

- 医療関係団体等を通じて医療機関等に広く周知を図るとともに、厚生労働省及び日本年金機構のホームページに掲載することとし、診断書作成医や受給者が、必要に応じていつでも利用できるようにする。
- 上記のほか、年金事務所や市区町村の窓口においても提供できるよう、備え付ける。
- 再認定に当たり、受給者に障害状態確認届(診断書)を送付する際には、診断書作成医が適切に記載できるよう、記載要領のホームページ掲載先を案内するチラシを同封する等の対応について検討する。
- 本記載要領は、障害認定基準が改正された場合など、必要に応じて見直しを行う。

2. 日常生活状況をより詳細に把握するための提出資料の作成

現行の提出資料(診断書、病歴・就労状況等申立書など)のほかに、認定医が必要に応じて現在の本人の詳細な日常生活状況を把握できるよう、それらについて本人や家族等が記載する新たな様式(『日常生活及び就労に関する状況について(照会)』)を定め、当該記載内容も踏まえて、認定診査を行う。

【『日常生活及び就労に関する状況について(照会)』案】

別添2のとおり。

< 前回検討会からの主な変更内容 >

- ・「年齢」欄(「生年月日」欄の右隣にあった欄)を削除(1頁)
- ・「記入前に確認すべき事項」欄に、期限までに本資料が提出されなかった場合には、既に提出されている資料の内容から等級判定を行うことについて、追記。(1頁)
- ・「1. 生活環境 ④同居なし」欄に、単身生活になった理由を追記。(1頁)
- ・本資料に無い照会事項についても対応できるよう、「4. その他」欄を追加。(4頁)

【『日常生活及び就労に関する状況について(照会)』の運用方法(案)】

- 本資料は、等級判定に当たって認定医が必要と認めた場合に、提出を求めることとする。
なお、診断書を記載した医師への照会を行う方がより適切と認定医が認めた場合には、従来どおり医師照会を行うこととする。

《提出を求めるケースの例》

- ・ 目安と大きく異なる等級を検討する必要がある、認定医が必要と認めた場合
 - ・ 「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の整合性が低く、参考となる目安がない場合等で、認定医が必要と認めた場合
 - ・ 再認定の際、現在の等級からの変更を検討する必要がある、認定医が必要と認めた場合
- 本資料は、新規請求時や再認定時、額改定請求時などのいずれにも利用する。
 - 本資料を用いて照会する内容は、本人や家族等の負担に配慮し、認定に関連性の高い項目に限ることとし、新規請求時においては、病歴・就労状況等申立書の記載内容と重複しないよう、留意する。
 - 本資料は、本人や家族のほか、日常的に本人と接していて、日常生活状況をよく把握している第三者(地域や職場での支援者など)が記載することも可能とする。
 - 本資料の内容は、今後の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。